

～ 家内労働法について ～

- 「家内労働法」とは・・・

家内労働者の労働条件の向上を図り、家内労働者の生活の安定に資するため、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置など家内労働者に関する最も基本的な事項について定めた法律です。

- 家内労働者とは・・・

次の5つの要件をすべて備えたものをいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（請負的仲介人を含みます。）から委託を受けること。

（一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。）

- 2 物品の提供を受け、その物品を部品、附属品又は原材料とする物品の製造、加工等に従事すること。

（物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。）

- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。

- 4 主として、労働の対償を得るために働くものであること。

（大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。）

- 5 自己ひとりで、又は同居の親族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

	注文主は？	仕事内容は？	原材料は？	収入は？	作業者は？
すべて該当すれば家内労働者	製造・加工業者、販売業者（問屋など）、請負業者	物品の製造及び加工など	発注者から提供を受けている	物品の製造・加工の賃金	自分自身、もしくは同居の家族（他人を使用していないこと）
1つでも当てはまれば家内労働者ではない	一般家庭など	セールス、運送など	自分で調達する	製品の売上げ	常に他人を使用している

- 補助者とは・・・

家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている者。

● 委託者とは・・・

次の4つの要件をすべて備えたものをいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）であること。（運送業者や建築業者は委託者とはなりません。）
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。（電気メーカーがテレビやラジオのコイルの組み立てを依頼するときは委託者になりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。）
- 3 仕事を委託するとき、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品又は原材料にする物品の製造、加工を頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
（直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請企業に委託する場合は委託者とはなりません。）

～ 家内労働の概要について ～

1 「家内労働手帳」を家内労働者に交付し、委託のつど記入しましょう

- ・ 委託者が家内労働者に仕事を委託するときは、無用なトラブルを防ぐため、あらかじめ工賃等の委託条件をはっきりさせておく必要があります。
- ・ 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するにあたって、委託者は家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

具体的な事項として、

- ・ 家内労働者の氏名
- ・ 委託者の氏名
- ・ 営業所の名称、所在地
- ・ 工賃の支払い方法その他の委託条件 等

を記入した「家内労働手帳」を交付しなければなりません。

また、家内労働手帳には、次の内容を記入しなければなりません。

①原材料の受け渡しの都度・・・

委託業務の内容、工賃単価、工賃支払期日・納品の期日 等

②物品の受け渡し、工賃の支払いの都度・・・

受領年月日、工賃支払額 等

→モデル様式は[こちら](#)

（モデル様式がありますが、必要な事項を具備していれば、定められた様式以外のもの（例 伝票式のもの）でも差し支えありません。また、相手方の承諾を得て、電磁氣的記録によって交付することもできます。）

2 工賃は、原則として現金で、1か月以内に支払いましょう

- ・ 工賃は、原則として、**現金**で、**その全額**を支払わなければなりません。
ただし、家内労働者の合意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金または貯金への振込みにより支払うことができます。
- ・ 工賃は、家内労働者から**製品を受け取ってから1か月以内に支払わなければなりません**。
毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その**工賃締切日から1か月以内に支払わなければなりません**。
委託者は、工賃の支払いや原材料、製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のある時以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で努めなければなりません。

3 最低工賃を守りましょう

- ・ 群馬県内では「**横編みニット製造業**」「**婦人服製造業**」「**電気機械器具製造業**」の3業種について最低工賃が定められています。
該当する作業を委託している場合は定められた最低工賃以上の工賃を支払わなければなりません。

→群馬県最低工賃の詳細は[こちら](#)

4 委託者には、労働基準監督署への届出の義務があります。

・ 委託状況届・・・

委託者は、委託する内容や家内労働者数について、委託者の営業所を管轄する労働基準監督署に届を提出するよう義務付けられています。

新たに委託を開始した場合・・・ 遅滞なく

継続して委託している場合・・・ 毎年4月1日現在の状況を4月30日までに提出してください。

→委託状況届の様式は[こちら](#)

・ 家内労働死傷病届・・・

委託者は、家内労働者が委託した業務に関し、負傷又は疾病にかかり、死亡又は4日以上休業した場合には、速やかに委託者の営業所を管轄する労働基準監督署に届を提出してください。

→家内労働死傷病届は[こちら](#)

- ・ 帳簿の備付け・・・

委託者は家内労働者の氏名や工賃支払額などを記載した帳簿を備え付け、5年間保存しなければなりません。なお、帳簿は電子データによるものでも差し支えありません。

5 家内労働による災害を防止するために必要な措置を行いましょう

- ・ 委託者は次のような措置を講じて下さい。

- ① プレス機械などについては安全装置を取り付けること。
- ② モーター、バフ盤などについては覆いを取り付けること。
- ③ 危険防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- ④ 有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物については、漏れたり発散したりする恐れのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を記載すること。

- ・ 家内労働者が守るべき事項について

- ① 接着剤には、身体に害を及ぼす有機溶剤を含むものがあります。このような危険有害な原材料等を使用する場合は、換気をよくし、中毒にかからないようにしましょう。
また、有機溶剤は発火しやすいので、ストーブなどの火気にも気を付けましょう。
- ② プレス機械、織機などけがをするおそれのある機械を使用する場合には、安全装置を取り付けるなど、安全な方法で作業をしましょう。
- ③ 危険有害な仕事に従事する場合は、必要な保護具を使用しましょう。
(例 強烈な騒音が発生する仕事では耳栓を使用する)
- ④ 委託者から危険防止のための「作業心得」などの書面を受け取ったら、見やすい場所に貼り、その注意事項は必ず守るようにしましょう。

6 就業時間について配慮しましょう

委託者には家内労働者の就業時間を管理する義務がなく、いつでも自由に就業することができますが、長時間就労すると健康を害したり、相互間の過当競争により工賃単価が低下する等の弊害をまねくこととなります。

このようなことがないよう、委託者は家内労働者が長時間の就業を強いることが無いよう業務量・納期について配慮しましょう。

7 委託を打切る場合は事前に予告をしましょう

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生計の補助にあてたりしていますので、突然その仕事を打ち切られると、生活に大きな影響を受けます。

委託者は継続して6ヶ月以上委託している場合で、やむを得ず委託を打ち切る場合は、直ちにそのことを予告するよう努めましょう。

～参考～

[家内労働のしおり～家内労働法の概要について～（厚生労働省）](#)